

第 11 次 第 1 回 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 会議録

日 時 : 平成 27 年 4 月 16 日 (木) 15:30~17:00

会 場 : 市役所本庁舎 9 階 議会大会議室

出席委員 : 20 名

会 議 録 :

(入谷室長)

本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

司会を担当します環境衛生部ゼロごみ推進室、室長の入谷でございます。よろしくお願いいたします。ただ今から、第 1 1 次苫小牧市廃棄物減量等推進審議会の委嘱状を交付いたします。それでは、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願います。

<入谷室長が名前を読み上げ、岩倉市長より委嘱状を交付する。>

以上で、委嘱状の交付を終了させていただきます。

続きまして、第 1 1 次苫小牧市廃棄物減量等推進審議会の発足にあたりまして、岩倉市長よりご挨拶を申し上げます。

(岩倉市長)

ただ今、第 1 1 次苫小牧市廃棄物減量等推進審議会委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきました。任期は 2 年間ですが、大変ご苦勞をお掛けいたしますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

第 1 1 次ということでございますが、これまで様々な経過の中で今日を迎えさせていただいております。今、基本的には次の世代にしっかりとごみ処理あるいはリサイクル、まちの環境美化も含めて、今はもちろんでありますけれども、この次の時代にしっかりと取組を残してつなげて行きたいという思いがございまして、大作戦もステージ 4 を迎えています。私が市長になりましたから、2007 年 2009 年 2011 年そして、2015 年、ステージを少しずつステップアップさせていただいております。

おかげさまで、ごみの減量、多くの市民の皆様のご理解をいただきながら順調に経過しておりますし、リサイクル率も私が市長になったときには 10% ちょっとだったんですが、今は 28% ということで、今年度は道内 10 万人以上の都市の中では前人未達の 30% にチャレンジをしたいというふうに考えておりますし、くわえて市の一般廃棄物処理基本計画の見直しという作業もございまして、そういった観点から皆様方に忌憚のないご意見をいただければなというふうに思います。

やはりこの、ごみの問題というのは、次の世代も含めて大変重要な市政の取組課題の 1 つであるという位置付けをしておりまして、そういった観点からもどんどん市がやっている、やろうとしているこれからのことについて、ご意見もいただきたいですし、ご示唆もいただきたいですし、あるいはこれはおかしいんじゃないかというご意見があればどんどん声を寄せていただきたい、そういった緊張感の中から市民の皆さんのためにしっかりと取組をさせていただきたい、強い覚悟で臨んでいるこのごみのテーマでもございますので、減量審の皆様方には本当にご苦勞をおかけしますけれども、何卒よろしくお願いを申し上げまして冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。

ご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願います。

(入谷室長)

岩倉市長は他の公務がございますのでここで退席させていただきます。

<市長退席>

(入谷室長)

本日は、委員20名中20名が出席しており、「苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「同施行規則」により、審議会成立の要件であります半数以上の出席を得ておりますので、ただ今から、第11次第1回苫小牧市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして、本日出席しております委員の方々から一言、自己紹介をお願いいたします。

<各委員の自己紹介>

(入谷室長)

続きまして、市側の関係職員を紹介いたします。

<関係職員の自己紹介>

(入谷室長)

それでは、会長、副会長の選任につきまして、お諮りいたします。

審議会条例により正副会長各1名を選出することとなっておりますが、選出の方法につきまして、ご提案はございませんでしょうか。

<事務局一任>との声

(入谷室長)

事務局一任という声がありましたので、事務局の方でご提案をさせていただきたいと思います。

会長には、栗山委員をお願いしたいと思います。また、副会長には志賀委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なし>との声

(入谷室長)

ありがとうございます。それでは、皆様の拍手で決定したいと思いますので、よろしく願いいたします。

<拍手>

(入谷室長)

ありがとうございました。それでは、恐れ入りますが、栗山会長は、会長席にお移りいただきたいと思っております。

それでは、会長、副会長への就任にあたりまして、一言ずつ、ご挨拶をお願いいたします。

まず、栗山会長からお願いいたします。

(栗山会長)

ただ今ご指名いただきました栗山と申します。僭越ではありますけれども、ご指名ですので引き受けさせていただきますと思います。

この廃棄物減量等推進審議会自体が循環型社会の形成を目的として設立をされて、はや20年くらいが経ちます。その間ごみの減量、分別をはじめとして有料化をスタートさせましてから、だいたいごみが2割くらい減少したということで効果を上げていますけれども、今後とも解決しなければならない問題というのは前回の審議会でもありましておとり山積している次第でございまして、今後どのようにごみの減量化の仲間を市の中に増やしていくかということが非常に大事かと思っています。

今回の審議会におきまして、これからも減量を続けていけるといようなご提案を皆様からたくさんいただきまして、良い提案をしていけるように考えていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(入谷室長)

栗山会長ありがとうございました、続きまして、志賀副会長よろしくようお願いいたします。

(志賀副会長)

ただ今、副会長にご指名をいただきました、志賀でございます。苫小牧市のごみの減量とリサイクルの推進、これを一体的に図るこの苫小牧市の施策でございますけれども、これが一層進みますよう微力ではございますけれども、栗山会長を補佐させていただきながら、本審議会が有意義な議事進行となりますよう運営に力を注いでまいりたいと考えてございます。皆様のご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

(入谷室長)

志賀副会長ありがとうございました。

ここで会議の進行にあたり、一つ注意していただきたい点がございまして。会議の審議内容を記録する関係上、委員の皆様のご発言を録音する必要がございまして。そのため、ご発言なされる場合には、委員の皆様の前にありますマイクの赤いランプが点灯していることを確認した上で、ご発言くださいますようお願いいたします。

なお、本審議会の会議録等につきましては、「苫小牧市市民参加条例」第11条により公表することとなっておりますので、原則として、ホームページ等にて公開してまいりますことを、あらかじめご了承願います。

また、本日お配りしております資料4につきましては、新任されました委員のみにお配りしております。

それでは会議規則に従いまして、会議の進行を栗山会長にお願いすることといたします。

栗山会長、よろしくようお願いいたします。

(栗山会長)

それでは、会議次第に従いまして会議を進めさせていただきます。本日の審議会の開催時間は概ね1時間程度としまして、5時頃の閉会と考えておりますので、議事進行へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、本審議会の設置目的や開催経過等につきまして、事務局の方より説明をお願いいたします。

(西田部長)

環境衛生部長の西田でございます。

私のほうから資料の2「苫小牧市廃棄物減量等推進審議会について」を基にご説明させていただきたいと思っております。

本審議会の設置目的と法的位置付けでございますが、昭和45年に制定されました「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」におきまして、市町村に一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するための機関といたしまして、廃棄物減量等推進審議会を設置することができるとされているところでございます。

ごみ問題については、排出抑制や分別の方法、リサイクルやごみの減量化に関すること、さらには、排出マナーやステーションの管理の問題など、非常に多岐に及んでございます。そこで、本市といたしましても、平成5年に制定された「苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正いたしまして、本審議会を平成7年9月より設置しているところでございます。

審議会の委員の任期は2年となっておりまして、2年ごとに第1次、第2次というように称しており、今回は第11次の審議会となっております。

3ページ以降につきましては、これまでの審議会の開催経過について、お示ししてございます。第1次から第7次までの審議会におきましては、先進地の視察研修、各種計画に対する意見交換、それから、ごみの減量・資源化に関する提言や、市長からの諮問「家庭ごみの減量化施策とその具体的な方策について」に対する答申などをいただいております。

第8次審議会におきましては、一般廃棄物処理基本計画の改訂案に対する意見交換のほか、市長から「家庭ごみの有料化について」という諮問をいたしまして、答申をいただいているところでございます。

また、第9次と10次の審議会では「053大作戦～ステージ3～」の取組や家庭ごみ有料化後のごみ量推移、また、事業系ごみ処理手数料の改定についてなど、ご意見をいただいているところでございます。

なお、平成27年度から平成28年度の2年間は、第11次審議会となっているところでございまして、今年度は一般廃棄物処理基本計画の見直しをいたしますことから、委員の皆様からのご意見をいただきたいと考えているところでございます。

以上で、簡単ではございますが「苫小牧市廃棄物減量等推進審議会について」の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(栗山会長)

ありがとうございます。

ただ今の説明に対しまして、何か質問やご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それではございませんようですので、続きまして、報告事項の3点につきまして、一括して事務局より説明をお願いいたします。

<事務局報告>

(栗山会長)

ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、ご何か質問やご意見等がございましたらお願いします。

はい、A委員。

(A委員)

今の説明の中でポイ捨ての関係について、実はポイ捨て禁止というようなことでやめましょうとか、そういう標語で下の方に衛生団体連絡協議会という名前で既に今あります。衛生団体連絡協議会というのは発展的解消されて無くなりました。この辺を踏まえて、あの看板もどこが担当するのかわかりませんが、苦小牧市という形で書き換えるのか、と同時にですね、あの事業が展開されてからかなりの年数が経っているなど感じていますが、依然としてポイ捨てがなくなれないというのが、なめられているのかなという感じもちょっとしましてね、その看板を取り換える意思があるとするれば、文言などについてはちょっと工夫をしていただけないものかなと、こういう感じがちょっとありますので、今ご質問させていただきました。よろしくお願いたします。

(栗山会長)

ありがとうございます。事務局の方からお願いいたします。

(西田部長)

私の方からお答えさせていただきます。

確かに衛生団体連絡協議会、衛団連の方と苦小牧市の連盟のちょっと今はないマスコットの看板がまだ何ヶ所か残っていると思います。かなりあれも5～6年経つのかな、立ててから、結構経っているんですけども、2年前にうちの方でまた新しい看板を作りまして、今度はとまチョップ入れてみようかということで、とまチョップを入れた看板も今何ヶ所か立っています。ただ、ちょっと小さくてわかりづらいのかなというのがありまして、このステージ4の中でもまた新たな看板ということで考えています。

あの衛団連で作った看板については当然私共が取り換えるなり、あそこにまた張り替えるなりして管理はしていきたいと思っておりますけれども、ポイ捨てはやはりまだ依然としてありますので、その辺もちょっと強化するような施策も考えていきたいと考えております。以上です。

(栗山会長)

よろしいでしょうか。

(A委員)

はい。

(栗山会長)

他にございますか。

先ずB委員。

(B委員)

あの、これ見せていただきましたらね、家庭ごみと事業所ごみというのが随所に出てくるんですけどもね、街路樹とか公園それから学校関係なんかに、秋になると落ち葉なんかすごい量がでると思うんですけど、そういうのはどんなふう処理をなさっているのでしょうか。

草を刈ったやつなんかは、錦岡の方の家庭菜園を貸し出しているところで積んで堆肥化したりとか、あとあちこちの家庭菜園やっている方のところに草を置いていたりなんかしていますけれども、落ち葉の量もすごい量だと思うんですけど。それは単に燃やしてしまっているんですか。すいません、そこら辺の処理の仕方をお聞きしたいと思ったんですけども。

(栗山会長)

事務局よろしいですか。

(相木課長)

落ち葉につきましてはですね、緑地公園課の方で堆肥にしたりもしているんですけども、あとはボランティア清掃で、例えばボランティア袋で集めていただいたものについては燃やせるごみということで出していただいていたたりもしてございます。

(B委員)

各学校とかね、公園から出るものなんかはすごい量になると思うんですよね。それは堆肥化して販売するという形には持っていったりしていくことはないんですか。

(相木課長)

今のご質問がありました、落ち葉の関係ですと先ほど言いましたとおり、堆肥にして使っていたけるような方にお渡しして、堆肥として使っていただいたり、そういうことはやってございます。

(栗山会長)

よろしいですか。

続きまして、どうぞ。

(C委員)

着実に減量が進んでいるということなので、行政の方の努力に敬意を表します。市民にもこの減量の意義が幅広く周知をされてきているのではないかなというふうに考えます。ただ、地域のごみの集荷場所の監視というか管理といいますか、あれは確か町内会か自治会かが巡回して行うというふうに確か聞いたような感じがするんですが、苫小牧はどうしても地方から来られる方が多いということで、アパートやマンション等がたくさんありますよね。そういうところのマナーが守られない方が多いのではないかとということが前の審議会でも大変問題になっておりました。

そういった中で、何か市の方へ苦情などが来ているような経緯はございますか。

(栗山会長)

事務局よろしいですか。

(木村課長)

私ども日々ですね、色んなごみの出し方とか市民からの苦情もありますし相談もありますし、職員が電話での対応とか相談とかが日常的にありますし、その中でですね、例えばごみステーションに不適正排出しているようなごみが置いてあるんだけどどうしたらいいでしょうかとかそういった相談とか、そういった場合には至急職員が調査に伺いますということで、場合によっては現場でその方と会って説明を受けたりとかしながら対応についてご説明したりもしますし、実際には色々な情報提供とかでもご協力いただいている市民の方もおりますので、そういった場合には今後もですね、そういった提供があった場合には私共の方で職員が行ってですね、調査したり、また不適正排出物についてはすぐに回収というわけにはいかないものですから、一定のルールがございまして一定期間ですね、例えば、不適正排出にも色んな形がありまして、所定のごみ袋に入れられないですとか、通常なら一般の家庭ごみとして回収しないようなものが置いてあったりとか、色んな形があるんですよね。そういったものに合った対応で、場合によっては生ごみとかそういうものもあるかも知れませんが、あと色んな家電製品ですとか、そういったものもある場合もあります。そういった場合でもまず現状を調査して

ですね、それに応じた対応をしているのが現状なんですけれども。

不適正排出については、今後もステージ4の中でも大きなテーマですので、さらなる分別のルールですとかやり方の周知ですとか、そういったものをしながらですね、改善に向けた手法についても様々な事業メニューによって改善していきたいなと思っております。

市民の皆さんの協力を得てですね、色んな情報ですとかいただいている状況であります。

(C委員)

質問の趣旨から離れて行っているような感じがするんですが、ごみの集荷場所の管理を町内会等を通じていくばくかの予算をつけてですね、市から、費用も出ているような感じが以前はあったんですが、そういう町内会が責任をもって巡回をした結果の団体からの苦情は来ているかということです。個々ではなくて、個々はあって当然だと思います。

(西田部長)

今おっしゃっているのは、ステーションパトロール隊のお話で、ステーションパトロール隊の方から色んな苦情が上がっているかというご主旨だと思います。

確かに、ステーションパトロール隊、今2年やっていただいて、その中で当初有料化を始めた25年7月の前後あたりは非常に多い苦情というか、報告もありました。それがやはり、1年過ぎて2年目になるとだんだんそれは減ってきているという状況で、特に戸建ての住宅の方はいい状況に変わったよというようなご意見もいただいています。ただ、やはり悪いのは共同住宅なんかはまだまだだねというご意見もいただいています。共同住宅の方は別の協議会も持っていますので、そちらの方でオーナーさんとか色んなところでお話しして、何とか対応も考えようということになっています。

試験的にですけれども、今までアパートには大きいステーションを置いていて、そこにみんなが捨てるという感じなんです。ほとんどが。テストしているのが折りたたみ式にしてみようかと、アパートでも折りたたみ式ステーションにできないかということで、今数ヶ所でテストをやっています。やはりそういうふうにすると、戸建ての方と同じようにごみの排出がない日は畳んでおく、どうしてもポンと置いておくからいつでも捨てられるという意識が入居者さんの中にあって、そういうのを少し改善してみようということに取り組んでいます。また更に別の方法も考えておりますので、ちょっと推移を見ていただきたいと思います。

(栗山会長)

よろしいですか。他に何かございますか。

(D委員)

わからないので、事務局に質問させていただきたいんですが。

この一般廃棄物処理基本計画に載ってますけれども、事業系ごみに関する施策の中の1番でごみ処理手数料の適正化という意味がよくわからない。このごみ処理手数料は、有料化は事業系ごみについてもされているけれども、有料化されているけれども、現在適正じゃない、じゃ適正というのは有料の価格が低すぎるから引き上げたいんだ、しかし、事業所ので承が得られないから引き上げられない、何とかそれを了承を得て引き上げたいというのが、この適正化ということの意味なのかどうなのかというのが1点です。

2つ目は、多量排出事業者への指導ということの意味なんですけれども、これは多量に排出してはいけないと、それを指導することなのか、あるいは排出するごみの中身と申しますか、ごみとして出さなくてもいいものもあるんじゃないか、リサイクルできるものもあるんじゃないかと、そのことを指導して多量にごみとして出すものを減らすんだ、減量するんだと、そういう意味なのかこの2つのことの意味がよくわからないので教えてください。

(栗山会長)

はい、関連して何かございますか。よろしいですか。
それでは事務局お願いします。

(西田部長)

まず、事業系ごみの施策の中のごみ処理手数料の適正化という中身です。

事業系ごみというのは、本来は事業所が全て事業所の責任でごみを処理するというのが原則です。ですから、例えば、トン当たり2万円の処理がかかるのであればトン当たり2万円の手数料を払っていただくのが原則です。ただ、やはり、なかなか市内にある企業ということもあります、事業所ということもありますし、なかなか100%というところは、今、道内でもやっているところはありません。ある程度若干負担は市の方ですという形になっています。

今まで、作った時の処理手数料は20キロ当たり220円、10キロに直せば110円という手数料をいただけてました。これはどれくらいの値になるんだろう、どれくらいの負担になるんだろうというのをだいたい5割弱くらいの負担になってるという形です。家庭ごみの有料化のときに審議会にもいた方もいらっしゃいますけれども、だいたい市民負担は3分の1負担をいただいています。家庭ごみで3分の1負担ですので5割負担が事業所で、3分の1が一般個人かということ、それじゃバランスがおかしいだろうというご意見もありました。ですから、その辺のバランスを考えると、札幌なんかもそうだったんですけども、だいたい事業所で7割から8割ぐらいは負担していただいて良いんじゃないかということで、改正いたしまして、10キロあたり140円という金額に変えさせていただきました。こうすると7割負担というふうになります。ですから、その辺の手数料の適正化という、本来的には100%本当は事業所が払うところを、どれくらいの負担割合が良いんだろうということを考慮に入れた改正をするということが、ここの理念です。それが一つ。

それから、多量排出事業者の指導というのは、事業所の中にも色んなところがありまして、ごみを出さないようにする企業さんもいっぱいいらっしゃいます。ただし、どうしても出てくる事業所もあります。例えば多いのが、ホテル関係だとか、病院関係だとか、そういうところは必ずごみは出てしまうものです。それをいかにリサイクルしてくれるかというのもあるんですけども、ホテルなんかは結構、食料が余っちゃうだとか、食材が余ってしまうだとか、必ず出てきますのでそういうところを中心に、今、市として例えば旭川市なんかもそういうところにごみの減量をお願いをしています。そういう計画を出させるというのもあります。

実際なかなかうちの方でも、ここの事業所はごみは多いんだよねというのはだいたい押さえています。そういうところに対する指導をして、何とか事業系のごみの方も減らしていただきたいというのが、2つめの指導という部分になっておりますのでご理解いただきたいと思います。

(栗山会長)

よろしいですか。他にございますか。

それでは他にないようでございますたら、その他といたしまして何かありましたら事務局よりお願いいたします。

(事務局)

その他といたしまして、次回開催についてご案内いたします。

次回開催につきましては、ぼい捨て防止条例に対する委員の皆様からのご意見をお伺いするため、8月下旬頃の開催を予定しております。

また、小中学生向けの環境教育のための副読本を作成しておりますので、後日、委員の皆様にお配りさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

(栗山会長)

よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会はこれで終了いたします。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。
ありがとうございました。